

契約期間の終了通知を受けた入居者の皆様へ

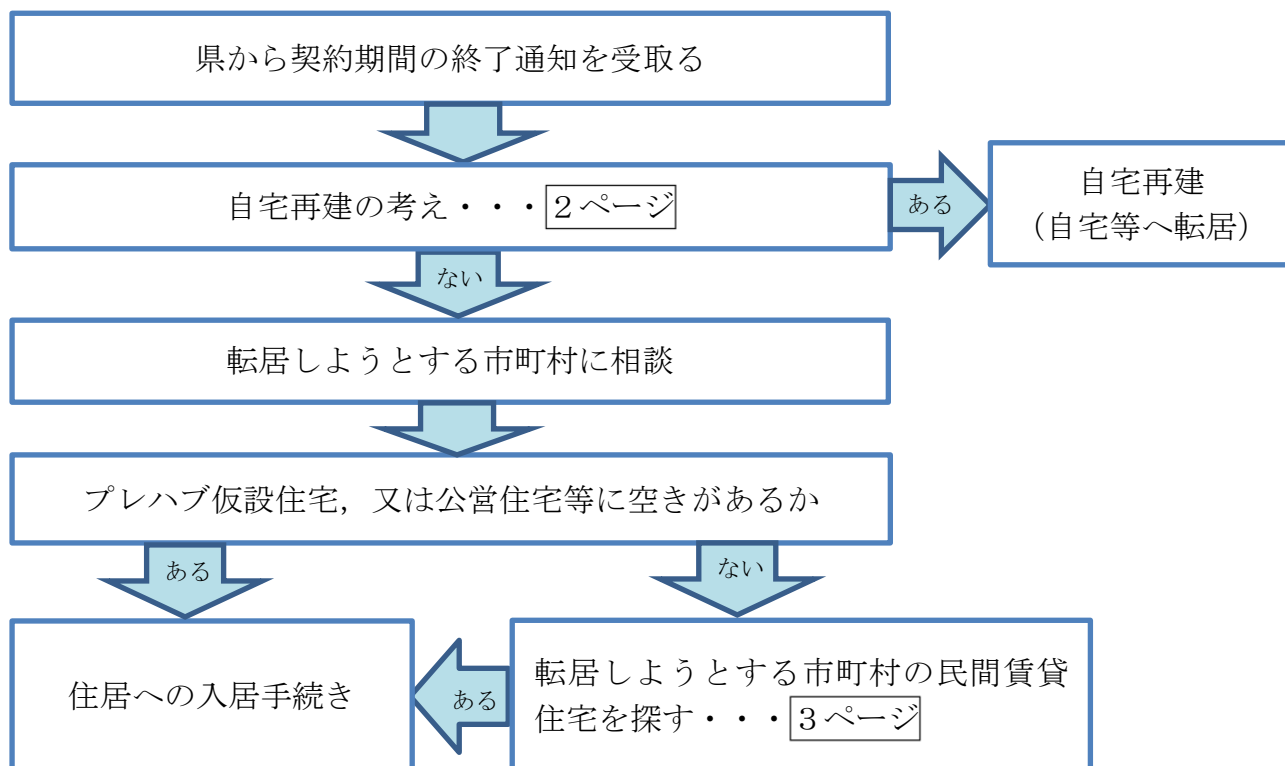
この度の東日本大震災の被災者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、現在お住まいの住宅については、契約期間の満了に伴い入居期間が終了となります。その後のお住まいとしては、自宅再建していただくか、他の応急仮設住宅への転居となります。

具体的な手続きについては、次の手順で御案内いたします。

なお、現在お住まいの住宅からは、契約期間の満了日までに退去が必要となります。

○ 手続きの大まかな流れ



※ 転居しようとする市町村は、現在住んでいる市町村、被災時の市町村などの制限はありませんので、県内の希望する市町村窓口へ御相談ください。

県内市町村お問い合わせ先電話番号

仙台市	022-214-5080	蔵王町	0224-33-2214	利府町	022-356-1334
石巻市	0225-95-1111 (内線3957)	七ヶ宿町	0224-37-2111	大和町	022-345-7504
塩竈市	022-364-1131	大河原町	0224-53-2115	大郷町	022-359-5508
気仙沼市	0226-22-6600 (内線432)	村田町	0224-83-6402	富谷町	022-358-0513
白石市	0224-22-1325	柴田町	0224-55-5010	大衡村	022-345-5111
名取市	022-383-6238	川崎町	0224-84-6008	色麻町	0229-65-2111 (内線153)
角田市	0224-61-1185	丸森町	0224-72-2115	加美町	0229-63-5264
多賀城市	022-368-1141 (内線652)	亘理町	0223-34-0548	涌谷町	0229-43-2112
岩沼市	0223-35-7751	山元町	0223-29-8003	美里町	0229-32-2941
登米市	0220-58-5551	松島町	022-354-5706	女川町	0225-54-3131
栗原市	0228-22-1340	七ヶ浜町	022-357-7449	南三陸町	0226-29-6451
東松島市	0225-82-1111 (内線1489)				
大崎市	0229-23-8054				

現在お住まいの住宅からの退去に係る手続き

- ① 前もって、貸主や仲介業者と必要な手続きについて御相談いただき、退去に当たっては、貸主などの立会いを受けてください。
- ② 現在の契約期間の途中で退去する場合は、決められた退去日の1か月前までに、市町村に「解約申出書」を提出してください。ただし、契約期間満了日に退去する場合は、「解約申出書」の提出は不要です。

自宅再建の考えがある場合

自宅再建の考えがある方は、「被災者生活再建支援制度」などの支援策が用意されていますので、市町村窓口にて御相談ください。

※ 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の契約による入居期間中は、「被災者生活再建支援制度」のうち加算支援金の対象とはなりませんので、御注意願います。

※ 災害救助法では、応急仮設住宅への入居対象者は、自らの資力をもって住宅を確保することができない方とされています。

自宅再建の考えがない場合

転居先は、県内の次の応急仮設住宅となります。

初めに、「プレハブ仮設住宅」、次に「公営住宅等」の順に空き住戸がある場合には、それぞれの住戸への入居の手続きを市町村窓口において進めていただきます。

なお、それぞれの住戸に空きがない場合には、他の民間賃貸住宅への転居を選択していただくことになります。

詳しくは、相談先の市町村窓口までお問い合わせ願います。

- (1) プレハブ仮設住宅
- (2) 公営住宅等
- (3) 民間賃貸住宅 ⇒ 3ページ参照

応急仮設住宅（民間賃貸住宅）に転居する場合の手続き

1 申請方法等

(1) 申請方法及び契約

相談先市町村から、「申請に必要な書類」を受け、県で借上げることができる条件に合った民間賃貸住宅（下記（2）参照）を御自身で探していただきます。

その場合、滞りなく転居ができるよう、※原契約の契約期間満了日の2か月前までに申請してください。

貸主、入居者及び借主となる宮城県を含めた三者が、契約内容に合意した場合、三者で契約を取り交わします。

申請書類及び手続きの流れは、5ページの **3 申請書類等** 以降を御確認願います。

※ 「原契約」とは、現在入居している物件の賃貸借契約のことを指しています。

(2) 契約の対象となる物件

県が、応急仮設住宅として借上げることができるのは、次の条件を全て満たした物件となりますので、御注意願います。

① 物件の形態

- ・県内に所在する1戸の独立した民間賃貸住宅であること。
- ・住宅の一部を間借り（台所・トイレ等の水回りのない建物を含む。）していないこと。
- ・社宅・下宿ではないこと。

② 住宅間取りと月額賃料

次の表に示す入居世帯員数に応じた住宅間取り及び月額賃料以内であること。

なお、住宅間取りの上限は、今回転居する時の入居世帯員数に応じた住宅間取りか、原契約の住宅間取りのいずれか小さい間取りまでとなります。

※ 貸主等から再契約について同意が得られた方は、入居世帯員数と比較して狭い間取りであっても引続き同じ物件での入居となりますので、同様の取扱いとなるようにしておりますことを御理解願います。

入居世帯員数	住宅間取り	月額賃料
1人（単身）	1K	52,000円
1～2人	1DK	62,000円
2人	2K	65,000円
2～3人	1LDK・2DK・3K	68,000円
2～4人	2LDK	88,000円
4人	3DK・4K	77,000円
4人以上	3LDK・4DK・5K	89,000円

例1 転居時の入居世帯員数が1人、原契約の住宅間取りが2Kの場合
前の表により、1人の場合の間取り上限は1DKとなり、賃料の上限額は、実際に入居する住宅の間取りに応じた月額賃料（1DKなら62,000円）となります。

例2 転居時の入居世帯員数が3人、原契約の住宅間取りが2Kの場合
間取り上限は（前の表による3人の場合の2LDKではなく）2Kとなり、前の表により、実際に入居する住宅の間取りに応じた月額賃料（2Kなら65,000円）が上限額となります。

③ 貸主の同意

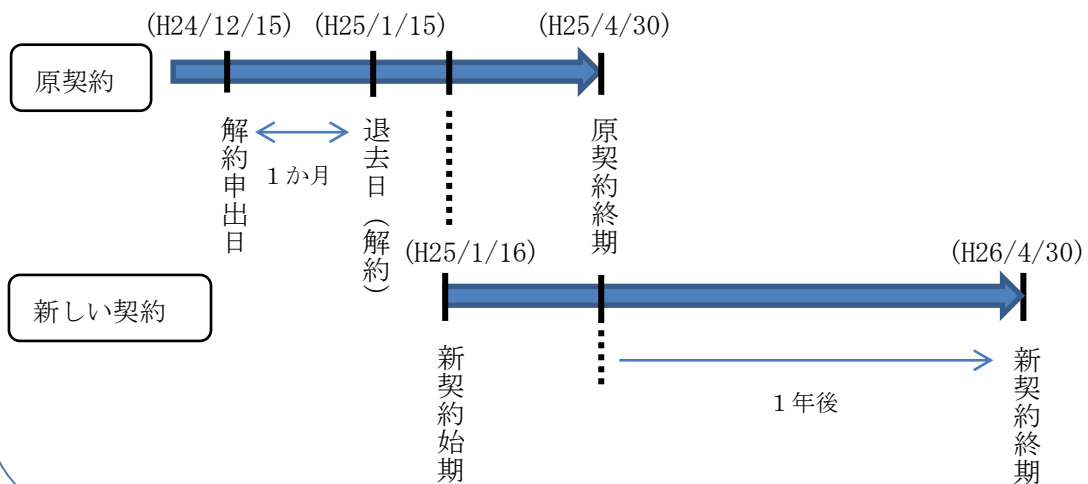
3ページの〔①物件の形態〕や〔②住宅間取りと月額賃料〕の条件を満たした物件について、次の **2 契約内容等** に示す契約内容等を貸主が同意していること。

2 契約内容等

(1) 契約期間

- ① 契約期間の始期は、原契約により居住している住宅の退去日、又はその翌日となります。
- ② 契約期間の終期は、原契約の契約期間満了日の1年後となります。

例 原契約の終期（平成25年4月30日）前に、他の民間賃貸住宅へ転居する場合



(2) 対象費用（契約締結後に県が負担する費用）

① 賃料

② 共益費・管理費（共有部分）

共同住宅における共有部分の維持管理費が対象となります。

※ 駐車場代、自治会費、専有部分の光熱水費は対象となりません。

③ 退去修繕負担金

賃料の2か月分となります。

④ 仲介手数料（仲介業者を介した場合）

賃料の0.525か月分（円未満切捨て。）となります。

⑤ 損害保険料

県が、借主として損害保険（借家人賠償責任保険を含む。）に加入します。

※ 入居される方自身が加入する損害保険等は、入居者負担となります。

⑥ 生活必需品負担金

次の条件を全て満たした場合、上限の20万円まで対象となりますので、貸主又は管理者に御相談ください。

イ 対象者（請求者）

貸主又は管理者。

ロ 対象品目

エアコン、給湯器、ガスコンロ（IHタイプ含む。）、カーテン、照明器具。

ハ 整備期間

契約誘引通知日（県が作成した契約書を送った日）から契約始期の1か月後まで。

ニ 請求期間

契約の始期から3か月後まで。（実際に請求するときは、納品書又は領収書が必要となります。）

※ 入居者が入居するに当たって、新たに整備した設備が対象となります。（既に設置済みの設備との交換は対象となりません。）

※ 入居者や仲介業者等が整備した場合は、対象とはなりませんので、御注意願います。

3 申請書類等（各1部）

- (1) 宮城県借上げ住宅入居申請書兼誓約書（以下「入居申請書」という。）
- (2) 契約期間の終了通知の写し（県からの通知文書）
- (3) 物件の概要が分かる書類（物件所在地、物件名、部屋番号、部屋の間取り図、賃料、共益費・管理費等）
- (4) 原契約の解約申出書（原契約の契約期間の途中で退去する場合）

※ これらの書類に基づき県が契約書を作成しますので、正確に御記入願います。

4 手続きの流れ

(1) 誓約内容等の申請者同意

入居申請書の「7 誓約内容」及び「8 注意事項」について確認し、了解した上で申請してください。

(2) 転居しようとする物件の貸主同意等

① 4ページの「2 契約内容等」で示す契約内容について、貸主から同意を得るとともに、入居申請書の「3 申込み借上げ住宅の概要」及び「4 貸主」欄への記入と記名押印をいただいでください。

② 仲介業者を介す場合は、入居申請書の「5 仲介業者」欄を仲介業者に記入いただいでください。

※ 「5 仲介業者」欄の記入がない場合、仲介がないものと判断し、県が作成する契約書に仲介手数料が記載されませんので、御注意願います。

(3) 相談先市町村に申請書等提出

市町村で申請書受付後、申請内容についての確認のため、県から直接連絡をする場合がありますことを御了承願います。

(4) 契約書の取り交わしの流れ

① 申請された内容について、条件を満たしている場合、入居者には、貸主又は仲介業者を経由し契約締結の御案内があります。

② 契約書に記載されている内容や契約条項を確認し、了解した場合、記名押印してください。

③ 貸主又は仲介業者、市町村を経由し、契約書3部が県に提出されます。

④ 契約書に不備がない場合、県において知事印を押印し、契約成立となります。入居者には、貸主又は仲介業者を経由し契約書1部が届きます。

(5) 入居手続きと退去手続き

・貸主、管理者又は仲介業者と入居に係る日程を相談していただき、入居の手続きをしていただきます。

・これまで入居していた物件の退去の手続きについても、2ページの「現在お住まいの住宅からの退去に係る手続き」を御覧の上、忘れずに行ってください。